

## 川辺町犯罪被害者等支援条例(案)(新規制定)に関する パブリックコメント(意見募集)の実施について

この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)における犯罪被害者等の支援に関し、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めます。さらに、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることにより、町民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものです。下記の条例(案)について、皆様のご意見をお寄せください。

- 案件名 川辺町犯罪被害者等支援条例(案)(新規制定)
- 公表・募集期間 平成30年8月3日(金)～平成30年8月23日(木)
- 公表場所 総務課  
(午前8時30分～午後5時15分 ただし、土・日・祝日は除きます)
- 意見の提出方法
  - ・氏名、住所(法人等にあつては名称、代表者氏名、所在地)及び電話番号を記入のうえ、電子メール、郵便、ファクシミリ又は直接担当課へ書面(標準様式)にて提出してください(日本語に限りませう)。
  - ・提出していただいたご意見は、個人を特定しない形で公開させていただきます。また、ご意見に対して個別に回答はいたしませんのでご了承ください。
- 公表資料
  - ・ **川辺町犯罪被害者等支援条例(案)……(総務課)**
- 問い合わせ先 総務課  
〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518番地4 川辺町役場総務課  
電話:0574-53-2511 FAX:0574-53-2374  
メール:soumu@town.gifu-kawabe.lg.jp